

Heartful Day



北条高校人権委員会
平成26年6月25日

No. 81



ハンセン病について

あなたはハンセン病に関する「正しい知識」をもちえていますか？
正直に言うと私すら人権委員も、ハンセン病に関する知識がほとんどありませんでした。
今回のハートフルデーに向けて、自分達で調べたこと、感じたことを発表します。

もしも、あなたが、「間違った知識」や「偏見」で、
隔離されたり、差別をうけることになったら、どうしますか？
本名も名乗れず、子どもも産めず、死ぬまで隔離され続けるとしたら…。

※ 隔離（かくり）…他のものから引き離して、別にすること。

*ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌という菌による感染症で、主に皮膚と末梢神経に表れます。治療薬がなかった時代は、顔面や手足などに末梢神経障害がおこり、痛みや熱さを感じられなくなったり、手足の指が曲がってしまったりして不自由になりました。また、不治の病と考えられ、「感染力が強い」「遺伝する病気である」等々の、間違った知識が広く知られ、住民から疎外されました。

しかし、らい菌は感染力が非常に弱く、日常生活で感染することはありません。仮に感染しても発病する人は少ない病気です。また、現在の治療薬は改良も進み、障害も残りません。

*らい予防法とは

らい予防法は、ハンセン病の疑いをかけられた人を強制的に検診し、隔離するための法律です。

明治40年（1907年）に施行されました。らい予防法に基づいて、**90年間にもわたって、患者の強制隔離や、人権を無視した差別が行われました。**

1940年代に治療薬が開発され、ハンセン病の治療が始まりました。ハンセン病は「治る病気」になっていったのです。それにも関わらず、強制隔離は継続されました。

らい予防法が、「**誤った知識に基づいた法律であった**」として廃止されたのは、平成8年（1996年）。つまり、**私たちが生まれた頃のことです。**

※ 現在「らい」という言葉は、偏見や差別を助長するものとして、使いません。



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）

6月は「ハンセン病に関する正しい知識を普及する月間」です。



*ハンセン病に関する偏見や差別

隔離しなければならない病気と言われる

明治時代、諸外国から「文明国として患者を放置している」と非難を浴びた政府は、ハンセン病患者を隔離する政策をとるようになりました。

患者を強制的に療養所に隔離したり、患者の家を消毒したりしたため、「国が法律まで作って隔離するのだから、ハンセン病は感染しやすく、こわい病気だ」という考えが広まりました。

更には、ハンセン病患者を県からなくす「無らい県運動」が国民みんなで行われ、それまでは隠れて暮らしていた人たちも、見つけ出されて隔離されるようになりました。小さな子どもでも隔離されました。

死ぬまで療養施設で暮らすしかない、子どもをもつことができない

ハンセン病療養所内においては、退出も外出も許可されず、様々な規制の中で生活することになりました。療養所内には、監禁室が設置され、断種や中絶手術も行われました。

本名を名乗ることができず、死後も故郷の墓に入れてもらえない

家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

らい予防法が廃止された後も・・・

現在もまだ故郷に帰れず、療養所で暮らしていらっしゃる方々があります。強制隔離によって人権を奪われてきた人たちの人権回復は、まだ途中なのです。



*まとめ

このようなことが起こった原因の1つに「この病気について人々が無知であった」ということが挙げられます。何も知らなかった人々は過剰に反応を示し、このような人権問題を起こしてしまいました。

私たちは今回の問題を学習し、「“知らない”ということが、いかにおそろしいか」ということを学びました。正しい知識がなければ、偏見や差別で人を傷つけてしまうかも知れません。

みなさんの身近にも、不確かな情報に惑わされている人はいませんか？何が正しい情報なのかを、自分自身で十分に理解して行動していくこと。それこそが、人権問題解決の糸口となっていくと思います。

担当：3年次3,4組 人権委員

*一言でもいいので、ご感想をお寄せください。

切り取り線

第2回ハートフルデー

()年次 生徒 or 保護者